## 長野市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年12月27日

長野市監査委員 鈴 木 栄 一

同 轟 光 昌

同 小林義直

同 小林治睛

## 過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度 随時監査(工事監査・後期)(21監査第81号)分

	指摘事項	当初措置 (平成22年度)	平成23年度の措置状況	平成24年度の措置状況	担当課
1 計画及び設計について (報告書3ページ)	管財課では、児童等が池へ入ると危険と判断し、ロープで周囲を囲うとともに注意喚起看板を設置した。また、池から漏水があったため、堤体法尻に暗渠排水管を設置するなどの対策もした。池の埋め立ても検討したが、湧水による	が実施できないことや、現状、雨水調整池及び溜池としての機能が無いため、事業課への所管換えもできないことなどから、引き続き管財課で所管し、安全対策を講ずることとした。昨年、農業土木課と現地調査を実施し、裏山から湧水が流れ込んでいる箇所を特定し、池に水が溜まらないよう湧水を直接排水する工事を実施した。しかし、池の水が完全に引くことはなく、一部水溜り箇所が残っていることから引き続き改善に向けた検討及び対策を行う。			管財課